

令和3年4月5日

それでは、呼びかけをさせていただきます。

全国的に感染者が増加傾向となり、本日から、宮城県仙台市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市を、緊急事態宣言の前段階に相当する、「まん延防止等重点措置」の区域として指定されました。

県内においても、3月下旬以降、感染者数が増加し、1日あたり20人を超える日も多く見られるなど、予断を許さない状況となっています。

県内の直近の感染状況を見ますと、卒業や転勤に伴う歓送迎会など、年度の切り替わりによる会食の場において感染が拡大したと思われる事例が増加傾向にあります。

また、年齢層別で見ますと、20歳代以下、20代、10代、それから10歳未満の若い世代が顕著に増加傾向にあります。

変異株の感染者も多数発生しており、昨日時点で53事例が確認されています。

このような現状を踏まえ、県民の皆様や事業者の皆様へ、あらためてのお願いを、三重県指針バージョン10として取りまとめました。期間は4月30日金曜日までです。感染状況に応じて、適宜見直しはさせていただきます。

まず、法律に基づく協力要請です。大人数や長時間となる飲食の場での感染拡大や、高等教育機関等に関係する若者の間でのクラスター発生などをふまえ、特に次の対策について、あらためて、新型インフルエンザ対策特別措置法第24条9項により、協力を要請させていただきます。

内容としてはこれまでも繰り返しお願いをさせていただいているものもありますが、法に基づく要請でありますので、これで収まってこない、さらに強い措置を県民の皆さんにお願いする前段階であるということであらためてご認識いただき、何卒ご協力をお願いしたいと思います。

その法に基づく要請の内容は、1つ目は、特に歓送迎会や新歓コンパなど、大人数や長時間となり、感染リスクが高まる会食の場への参加は避けていただくようお願いします。

2つ目。高等教育機関等の皆さんにおかれましては、大人数や長時間に及ぶ会食の場を避けるなど、学外での行動も含めた対策について、学生に対して周知徹底をお願いします。

事業者の皆様におかれましては、食事、休憩、勤務後の懇親会といった、居場所の切り替わりにおける感染防止対策の徹底とともに、勤務時間以外でも、大人数や長時間となる懇親会を避けるよう、注意喚起をお願いします。

あわせて、高等教育機関の皆さんや事業者の皆さんには、万が一感染者が発生した場合には、接触者調査や検査について積極的なご協力をお願いします。

続いて移動についてです。県外に由来する感染が増加傾向にあり、地域では、北勢・中勢地域といった県外との往来が比較的多い地域で、増加傾向が見られます。

今回、まん延防止等重点措置の対象区域とされた宮城県仙台市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市や、名古屋、京都、一都三県など、飲食店等への営業時間の短縮要請が行われているエリアへは、生活の維持に必要な場合を除き移動は避けてください。

また、その他のエリアにつきましても、全国的に感染が拡大していることにかんがみ、移動の必要性について、今一度立ち止まって慎重に検討し、可能な限り控えてください。

また、体調が悪い場合は、移動を避けていただくよう、お願いをします。

家庭内の感染です。家庭内感染の割合も高い水準で推移しています。新年度を迎え、これから新学期が始まりますが、家庭内で感染が広がると、児童生徒から学校へとさらに感染が

広がる恐れがあります。

家庭内に持ち込まない、家庭内で広げないため、家庭内では基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、少しでも体調に異変を感じた場合、外出を控える、なるべく家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなどの対策をとっていただき、早期にかかりつけ医等にご相談いただくようお願いをします。

モニタリング資料についてですが、県内の感染状況を的確にとらえ、医療提供体制の負荷を把握し、迅速に対応するため、これまでも県独自の指標を設定して、モニタリングを行ってまいりましたけれども、1年以上にわたる新型コロナウイルスとの戦いから得られた三重県の感染の傾向や、政府分科会が示す指標をふまえ、感染拡大の状況を的確にとらえて適時に対策がとれるよう、感染状況の段階ごとに判断基準となる指標とその目安について決めました。

もちろん、今後さらに得られる知見や、変異株の出現、ワクチン接種の進捗といった様々な状況から、この資料は状況に応じた見直しも必要と考えています。

また一時的どれかの項目を上回ったことをもって直ちに対策を強めるものではなく、感染状況を総合的に勘案した上で、適切な対策を講じます。

繰り返しになりますが、戦うべき相手はウイルスであり、私たちの隣人ではありません。差別、誹謗中傷は絶対に行わないでください。

現在、数字の上では、第4波の入口にさらされていると言わざるを得ません。

この波を大きな波にさせないためには、現在の感染の傾向を的確にとらえ、的を絞って、早期に強い対策を進めていく必要があります。

生活の中で気をつけるべきことは、基本的な感染防止対策の積み重ねです。変異株であっても同じ対策が有効です。これから新しい生活が始まるという方も多い中、心苦しいお願いとなりますが、あらためて日常生活の中での感染防止対策をお願いします。

県としましても、感染拡大防止に向け、全力で取り組みを進めてまいりますので、引き続き一緒に取り組んでいただきますようお願いをします。

(資料を掲示)ここにありますとおり、直近の感染状況ですが、こういう形で20を超える日も増えてきているという状況です。これが新規感染者がゼロであった日と比べますと、こういう形で、重症のところは減っておりますけれども、(ステージⅢに該当する)指標も増加しているという状況です。

これが新しいモニタリング指標です。

いろいろ検討を重ねてきたんですけれども、こちらの政府の分科会の資料、これが県民の皆さんや、あるいはメディアの皆さんの中でも一定浸透していることもかんがみ、これを活用した注意レベル、警戒レベルというのを設けようということで、こういう形にさせていただいています。

とりわけ病床の使用率については、第3波の経験から、40%を超えてくると入院調整中などが非常に増えてくるというようなことを我々経験していますので、そういう観点から警戒レベル・注意レベルを設定しています。

それからこの、141というのはちょっと分かりにくいんですけども、要は1週間、1日平均20人、 $20 \times 7 = 140$ 。これやると7.9なんですけども、7.9だと分かりにくいので8.0にしてあるということです。

この、なぜ20、1日当たり20人平均というのが警戒レベルなのかということ、変異株の方の入院日数を平均20日とみて、その20日が、20人続いていくと、要は $20 \times 20 = 400$ ですね。うちが今確保する病床が392です。それを超えてくるということがありま

すので、1週間20人というのが継続してくると、非常に警戒だということでさせていただいています。

で、大事なことは、この下の対策の区分です。今ここです。特措法です。この警戒レベルのところに入ってきています。

これにさらにですね、この状況が改善を見られなければ、緊急警戒宣言、そしてまたさらにその後、改善が見られなければ、緊急警戒宣言の前段のまん延防止等重点措置を行ったうえで、緊急事態宣言という形になってまいります。ぜひ、この早い段階で止めていくということが重要ですので、ご協力をいただきたいと思います。

そのために、先ほど申し上げました、まん延防止等重点措置区域のところへの移動を避けてください。大人数、長時間の飲食を避けてください。全国的に移動も増えてきていますので、立ち止まって慎重に検討してください。

事業者の皆さん、医療機関、社会福祉施設はこれまで申し上げておりですし、高等教育機関の皆さんには、学生や従業員への周知、大人数長時間の飲食を学外、職務外でも避ける。そして、高等教育機関や事業所の皆さんは、感染者が発生した場合、調査、検査に積極的に協力をして欲しいと思います。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、最後です。

第4波を大きな波にさせない。そのために、重要な局面となっておりますので、あらためて今日は、法律に基づく要請を県民の皆さんにさせていただきました。

心苦しい、新年度変わって楽しい気分のところもあると思いますけれども、ぜひ、心苦しいお願いですが、ご協力のほど、お願い申し上げたいと思います。

ご自身、大切な方の命、健康を守るためにご協力をお願いします。

私は以上です。